

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分取消等請求事件
国側当事者・国(大淀税務署長)
平成24年1月12日却下・棄却・控訴

判 決

原告	株式会社P
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	村上 創
同	柿平 宏明
被告	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	大淀税務署長 森 博
被告訴訟代理人弁護士	阿多 博文
同指定代理人	加藤 友見
同	松帆 芳和
同	松本 淳
同	山内 勝
同	山越 基博
同	原田 久
同	林田 幸子

主 文

- 1 本件訴えのうち、処分行政庁が原告に対し平成19年12月21日付けでした平成16年5月分ないし平成18年10月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分の取消しを求める部分を、いずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が原告に対し平成19年12月21日付けでした平成16年5月分ないし平成18年10月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、処分行政庁が平成19年12月21日付けでした平成16年5月分ないし平成18年10月分の源泉徴収に係る所得税(以下「源泉所得税」という。)の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分は、原告の関連会社が消費税の脱税目的で設立された架空会社であるとの事実誤認に基づくものであるなどとして、これら処分の取消しを求めている事案である。

2 消費税の制度概要等

原則として、すべての財貨・サービスの国内における販売、提供などが消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税の対象となり、他の事業者や消費者に財貨・サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上げに対して課税される（消費税法4条1項、5条1項、2条1項8号、9号、28条1項、地方税法72条の78、72条の82）。上記財貨・サービス等が生産者から消費者に到達するまでの間の税負担の累積を排除するために、事業者は課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）し、その差引き消費税額を納付する（消費税法30条）。なお、ここでいう課税仕入れには、事業者が役務の提供を受けることが含まれるが、所得税法28条1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供は含まれないこととされている（消費税法2条1項12号）。

ところで、新規事業者（法人にあつては資本金額が1000万円未満のものに限る。）は、事業開始後2年間は、小規模事業者に係る納税義務の免除（同法9条）の該当性を判断するための基準期間（個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。同法2条1項14号）がないため、消費税を納付する義務がない（同法9条、12条の2）。

そこで、ある法人A社が、資本金額が1000万円未満の関連法人を設立し、自社の従業員を当該関連法人の従業員とし、当該関連法人から当該従業員の派遣を受けて外注費を支払ったかのように装うことにより、A社は仕入税額控除制度を利用して、本来納付すべき消費税等の全部又は一部を不正に免れると同時に、関連法人も設立後2事業年度限りとはいえ、消費税等を負担しないことが可能となる。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実のほか、各項掲記の証拠等によって認められる事実）

(1) 当事者等

原告は、平成6年4月8日に設立された、貨物の管理等を業とする株式会社である。

原告の関連会社として、有限会社B（平成14年3月12日設立、平成16年8月31日解散。以下「B」という。）、有限会社C（平成16年4月1日設立、平成18年6月30日解散。以下「C」という。）、有限会社D（平成17年7月7日設立時の商号は「有限会社O」、平成18年5月1日有限会社Dに商号変更、平成19年8月1日解散。以下、商号の変更の前後を問わず「D」という。）、有限会社Q（平成18年4月3日設立、平成19年8月1日解散。以下「Q」という。）及びE有限会社（平成18年4月6日設立、平成19年8月1日解散。以下「E」という。）が存在した（以下、C、D、Q及びEを併せて「本件各関連法人」という。）。

(2) 本件提訴に至る経緯

ア 処分行政庁は、本件各関連法人が徴収・納付していたアルバイト従業員に対する給与（以下「本件従業員給与」という。）及び税理士報酬（以下「本件税理士報酬」といい、本件従業員給与と併せて「本件従業員給与等」という。）に係る源泉所得税（以下「本件源泉所得税」という。）について、本来の源泉徴収義務者は原告と認められるなどとして、平成19年12月21日付けで、原告に対し、別表1の「納税告知処分」及び「重加算税賦課決定処分」欄記載のとおり、平成16年5月分ないし平成18年10月分の源泉所得税に係る各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び重加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分と併せて「本件各処分」という。）をした。

なお、本件各関連法人の本店所在地を管轄する各税務署長は、本件各関連法人で納付された別表2-1及び別表2-2各記載の「俸給・給与等（給与）（本件従業員給与）」欄の「本税」及び「本件税理士報酬」欄の「本税」の各源泉所得税の納付は支払者である原告の納付義務の履行としての法的効果を持たず、国税通則法56条所定の誤納金に該当するとして、平成19年12月、本件各関連法人に対し、上記各源泉所得税相当額を還付した（甲9）。

イ 処分行政庁は、平成20年1月18日付けで、原告に対し、原告が平成19年12月17日に本件源泉所得税の一部289万0470円を納付していたことを理由として、別表1の「再納税告知処分（減額告知）」欄記載のとおり、さらに納付すべき源泉所得税の額を減少させる各納税告知処分をした（甲8、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、平成20年2月18日、本件各賦課決定処分を不服として、処分行政庁に異議申立てをした。これに対し、処分行政庁は、同年5月14日付けで、同申立てを棄却する異議決定をした（甲8）。

エ 上記異議決定の通知を受けた原告は、平成20年6月10日、本件各処分について不服があるとして、国税不服審判所長に対して審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、平成21年6月1日、原告の本件各納税告知処分に対する審査請求を、適法な異議申立てをしないでされた不適法なものとして却下し、その余の審査請求を棄却する裁決をした（甲9）。

オ 原告は、平成21年12月2日、本件各処分の取消しを求める本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(3) 刑事事件判決で認定された罪となるべき事実の骨子

原告及び原告代表者甲（以下「甲」という。）は、平成20年3月26日、大阪地方裁判所で、消費税法違反、地方税法違反被告事件につき有罪判決を受け、同判決は同年4月10日確定した。同判決で認定された罪となるべき事実の骨子は、甲が原告の業務に関し、消費税等を免れようと企て、事業実体のない本件各関連法人を設立するなどし、課税仕入れに該当しない原告従業員に対する給与を本件各関連法人への外注費であるかのように仮装し、課税仕入れにかかる消費税額を過大に計上するなどした上で、内容虚偽の消費税等の確定申告書を提出して、もって不正の行為により原告の平成15年9月期分ないし平成17年9月期分の消費税等合計8140万円余を免れたというものである。（乙1）

4 争点

(1) 本案前の争点

ア 本件各納税告知処分の取消しの訴えは審査請求前置を欠き不適法か。

イ 平成20年1月18日付け納税告知処分が減額された部分について、訴えの利益を欠き不適法か。

(2) 本案の争点

ア 原告が本件源泉所得税の源泉徴収義務者か。

イ 本件各関連法人のした源泉所得税の納付は、原告を徴収義務者とする本件源泉所得税の納付として有効か。

ウ 重加算税の賦課要件を充足するか。

(ア) 原告が本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるか。

(イ) 仮装・隠ぺいの有無

5 当事者の主張

(1) 争点(1) (本案前の争点) について

ア 争点(1)ア (本件各納税告知処分の取消しの訴えは審査請求前置を欠き不適法か。) について

(被告の主張)

原告は、本件各納税告知処分につき異議申立てを経ずに審査請求をしたものであって、適法な審査請求を経ていない。したがって、本件各納税告知処分の取消しを求める訴えは不適法である。

なお、加算税は本税に随伴する性質を有しているから、本税の取消しを求める不服申立てを行い、それに随伴して加算税の取消しを求める場合には不服の全ての理由が重なり合うため、加算税についての不服申立前置は必ずしも必要ではないとも解し得るが、その逆の場合は、不服の全ての理由が重なり合うとはいえないから、本税の不服申立前置を行ったことにはならない。また、本件において、本件各納税告知処分と本件各賦課決定処分とは実質的に同一であるともいえず、本件各納税告知処分につき異議申立手続を経ないことについて正当な理由があるともいえない。

(原告の主張)

不服申立前置主義を規定した趣旨は、被処分者に簡易、迅速な救済の道を開くことのほか審査裁決庁の負担軽減を図るためであるから、形式的に不服申立てがなされていなかったとしても、実質的に審査裁決庁に過度の負担を生じさせない場合には、実質的に異議申立てを経たものとして取り扱うべきである。原告は、異議申立て及び審査請求のいずれにおいても、本件各関連法人は架空の法人ではない旨を主張しており、実質的に審査裁決庁に過度の負担を生じさせていないから、本件では実質的に異議申立てを経たものとして取り扱うべきである。

また、原告は、本件各賦課決定処分の不服申立手続において、本件各関連法人が実体を有しているか否かについて主張をしていることにかんがみると、重加算税のみならず源泉所得税本税についても争う意思が明らかになっているといえ、本件においては国税通則法115条1項3号にいう不服申立てを要しない正当な理由があるというべきである。

イ 争点(1)イ (平成20年1月18日付け納税告知処分で減額された部分について、訴えの利益を欠き不適法か。) について

(被告の主張)

本件各納税告知処分の取消しを求める訴えのうち、平成20年1月18日付け各納税告知処分によって減額された部分については、取消しの対象となる処分が存在せず、訴えの利益がない。

(原告の主張)

争う。

(2) 争点(2) (本案の争点) について

ア 争点(2)ア (原告が本件源泉所得税の源泉徴収義務者か。) について

(被告の主張)

本件各関連法人は原告が消費税を脱税するために形式上整えられた法人であり、本件各関連法人の事業とされていたものは原告の事業にほかならない。また、本件各関連法人のアル

バイト従業員とされていた者（以下「本件アルバイト従業員」という。）は、実際は原告の事業に従事する原告のアルバイト従業員である。そして、本件アルバイト従業員に対して支払われた本件従業員給与に係る源泉所得税の源泉徴収義務者は原告であり、原告が本件各関連法人の名称で法人税の確定申告書の作成を依頼するなどして支払った本件税理士報酬に係る源泉所得税の源泉徴収義務者も原告である。なお、本件各処分は、本件各関連法人の法人格を否認するものではなく、あくまでも本件各関連法人のしていた事業が原告の事業に他ならないなどの事実認定に基づくものである。以下詳述する。

(ア) 本件各関連法人は原告が消費税を脱税するために形式上整えられた法人であること

①本件各関連法人は、いずれも消費税等の免税期間である2事業年度をめぐりに解散登記がされていること、②本件各関連法人の代表者はいずれも名目上だけの存在であること、③本件各関連法人の事実上の出資者は原告代表者の甲であること、④本件各関連法人の会社印、代表者印及び預金通帳は原告が保管しており、原告の意思ないし決定に基づいて入出金がなされたこと、⑤本件各関連法人の経理は甲が支配し、本件各関連法人の確定申告書を原告が作成していたことなどに照らせば、原告は本件各関連法人を設立し、利用して、原告が取引先から請け負った貨物荷さばき業務を、原告の事業であるにもかかわらず、本件各関連法人に外注に出したかのように仮装していたものであることが明白である。

(イ) 本件各関連法人のアルバイト従業員とされた者は原告のアルバイト従業員であること

①原告が本件アルバイト従業員の人事権及び指揮命令権を有していたこと、②本件各関連法人の給与支払事務所等は名目上の存在であったこと、③原告及び原告の子会社の従業員は、本件各関連法人が原告のダミー法人である旨の共通した認識を有していたこと、④本件アルバイト従業員の派遣先である各会社は、アルバイト従業員の派遣元が本件各関連法人ではなく、原告である旨の共通した認識を有していたことなどに照らすと、本件各関連法人の従業員とされていた者は原告の従業員であることが明らかである。

(ウ) 本件源泉所得税に係る源泉徴収義務者は原告であること

所得税法183条1項及び同法204条は、給与・報酬等に係る源泉徴収義務を負う者は、給与・報酬等の「支払をする者」である旨規定している。ここにいう「支払をする者」とは、支払によって給与・報酬等の支払債務消滅の効果が帰属する者をいうと解される。

本件各関連法人の従業員と仮装された者は実際は原告が雇用している従業員にほかならないから、本件従業員給与について債務消滅の効果が帰属する者は原告であると認められる。

また、本件税理士報酬を得た顧問税理士は、本件各関連法人に係る確定申告書の作成及び提出をしているものの、本件各関連法人には事業実体がなく、本件各関連法人の事業と仮装されているものは実際には原告の事業であり、かかる事実を仮装又は隠ぺいし、消費税等の脱税に欠かせない本件各関連法人名義の法人税確定申告書等の作成等を顧問税理士に依頼しているのであるから、当該顧問税理士による業務の提供先も、本件各関連法人ではなく、原告である。したがって、本件税理士報酬は原告が負担すべき費用にほかならない。

(原告の主張)

本件各関連法人は、原告の消費税等や源泉所得税の脱税を目的として設立されたものでは

なく、事業実体も備えている。そもそも、会社の実体という法的評価から源泉所得税の徴収義務者が決定されるべきではなく、本件各関連法人が現実に従業員に給与を支払い、税理士に報酬を支払っている以上、源泉所得税の徴収義務者は本件各関連法人である。なお、被告の主張は、本件各関連法人の法人格を否認するものにほかならない。以下詳述する。

(ア) 本件各関連法人は正当な目的により設立されたものであって、実体もあつたこと

原告が本件各関連法人を設立したのは、労働組合との紛争による倒産の危機の経験から、アルバイト従業員を転籍させ、労働組合の勧誘から防御するとともに、顧客に対し事業継続が可能であることを示すことなどが目的であつて、原告には源泉所得税はおろか、消費税等を脱税する意図もなかつた。なお、Cが解散したのは、外注せずに原告が直接仕事をした方が効率的であると判断したこと、本件各関連法人のうち残り3社については刑事事件の担当弁護士から解散するよう強く勧められたことなどによるものであり、消費税等脱税のメリットがなくなったからではない。

本件各関連法人は①独立採算の上、実体を伴った営業活動をし、②法人税も納付し、③独自に従業員の勧誘や雇用契約の締結をしていたのであるから、いずれも実体があつたものである。なお、本件各関連法人の代表者が経営に深く関与していないとしても、それは代表者の怠慢にすぎない。また、人件費等のコスト削減のため、本件各関連法人はその経理を含む総務処理を原告に委託していた。

したがって、本件各関連法人に実体がなく、本件各関連法人の業務が原告の業務であると断定すべき根拠はない。

(イ) 本件各関連法人のアルバイト従業員は原告の従業員ではないこと

本件各関連法人と雇用契約を締結している者が、当該法人の従業員であることは明らかであり、原告の従業員となるなどとは到底考えられない。なお、原告が、本件各関連法人のアルバイト従業員に指揮命令権を有していたのは、下請先の従業員の管理監督をするためである。また、原告や取引先などの第三者の認識によって、雇用契約の当事者の地位が左右されることはない。

(ウ) 本件源泉所得税に係る源泉徴収義務者は本件各関連法人であること

従業員や税理士と契約を締結して、給与や報酬を支払っていたのは本件各関連法人であるから、所得税法183条1項、204条2号による源泉徴収義務者は本件各関連法人である。

イ 争点(2)イ(本件各関連法人のした源泉所得税の納付は、原告を徴収義務者とする本件源泉所得税の納付として有効か。)について

(原告の主張)

仮に、実質的考慮によって本件各関連法人が実体のないダミー会社であつて、原告が本件源泉所得税の徴収義務者であつたとするならば、本件各関連法人がした源泉所得税の納付についても、同様に実質的考慮の観点から原告による納付として有効であると評価すべきである。

(被告の主張)

所得税法は源泉徴収義務者本人が第三者名義で源泉所得税を徴収・納付することを予定しておらず、第三者名義による徴収・納付は、源泉徴収義務者本人の徴収・納付としての法的効果は生じない。したがって、本件各関連法人の名義でした源泉所得税の納付を原告による

納付とみることはできない。

ウ 争点(2)ウ(重加算税の賦課要件を充足するか。)について

(ア) 争点(2)ウ(ア)(原告が本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるか。)について

(原告の主張)

原告は本件源泉所得税を脱税する意図は全くなく、本件源泉所得税の徴収義務発生時に、本件源泉所得税を徴収して納付すべき義務があると考え余地はなかった。他方、本件源泉所得税相当額は、本件各関連法人が被告に適正に納付しており、被告の徴税権は何ら侵害されていない。これらの事情に照らせば、本件において原告が本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて国税通則法67条1項ただし書の「正当な理由」があるというべきである。

(被告の主張)

国税通則法67条1項ただし書にいう「正当な理由」があるとは、その納税義務の不履行が通常の状態において徴収義務者が知り得ることができなかつた場合や、その責に任じられない災害等の外的事情による場合等が考えられるところ、原告の主張する事情はいずれも「正当な理由」に当たらない。

(イ) 争点(2)ウ(イ)(仮装・隠ぺいの有無)について

(被告の主張)

原告は、本件従業員給与等の源泉徴収義務者が本件各関連法人であるかのような事実を作出し、平成16年5月分ないし平成18年10月分の納付すべき源泉徴収税額を各法定納期限までに納付しなかったものであるから、これが国税通則法68条3項の仮装・隠ぺいにあたることは明らかである。なお、重加算税の要件としての故意には源泉所得税の脱税の意図までは不要である。

(原告の主張)

国税通則法68条の重加算税を課すには確定的な脱税の意図を要するところ、原告には何ら源泉所得税の脱税の意図はなかったのであるから、仮装・隠ぺいにも当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア(本件各納税告知処分取消しの訴えは審査請求前置を欠き不適法か。)について

(1) 原告は、本件各処分のうち本件各賦課決定処分に対しては異議申立てをしたのに対し、本件各納税告知処分に対しては異議申立てをしなかったこと、そして、上記申立てに対する異議棄却決定に対しては、本件各処分について審査請求をしたことは、前記前提事実(2)のとおりである(この点は、原告自身特に争っていない。)

原告は、本件各納税告知処分についても実質的に異議申立てを経たものといえる、また、不服申立てを要しない正当な理由がある旨主張するので、以下、この点について検討する。

(2) 本件各納税告知処分につき異議申立てがされたと評価し得るか。

国税通則法75条1項1号、同条3項、115条1項本文は、税務署長のした処分に対する不服申立方法として異議申立て及び審査請求の設け、原則としてこの二段階の不服手続を経た後でなければ原処分に対する取消訴訟を提起することができないと定めているところ、その趣旨は、国税の賦課に関する処分が大量かつ回帰的なものであり、当初の処分が必ずしも十分な資料調査に基づいてされ得ない場合があることに鑑み、まず処分行政庁に再審理、再考

慮の機会を与え、その結果になお不服がある場合に裁決庁の判断を受けさせることとし、ある程度裁決庁の負担の軽減を図ろうとする目的に出たものであるが、他面において、課税処分を受ける者についても事案を熟知し、事実関係の究明に便利な地位にある処分行政庁に対してまず不服を申し立て、簡便かつ迅速な救済を受ける道を開き、これによっても目的を達することができない場合には裁決庁による比較的公平、慎重な審査に基づく救済を求めることを認める等、その権利救済につき特段の考慮を払う趣旨を含むものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年7月19日第二小法廷判決・民集28巻5号759頁）。原告は、実質的に審査裁決庁に過度の負担を生じさせないような場合には、実質的に異議申立てがあったものと扱うべき旨主張するが、そのような解釈は上記二段階の不服申立てを設けた趣旨に合致するものとはいえず、採り得ない。

なお、原告は異議申立時においては源泉所得税に関して意図的に操作した訳ではない旨を主張するにとどまり、原告が架空法人を設立したと処分行政庁に認定されたことについて不服を述べておらず（甲8、乙25）、審査請求時に初めて本件各関連法人には実体があった旨を主張している（甲9）。このように、審査請求時に新たな争点が付加されている場合に審査裁決庁に過度の負担を生じさせないとは認め難く、原告の主張は前提を欠くものというほかない。

(3) 国税通則法115条1項3号にいう正当な理由があるか。

国税通則法115条1項3号は、異議申立てについての決定や審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるときには、不服申立前置を要しない旨を定めている。そして、二つの処分が相互に密接な関連を有し、かつその実体的要件が実質的に共通であって、一方に対して不服申立てを経ているれば、他方に対する不服申立てにおいても同じ判断が示される可能性が大きい場合、改めて不服申立ての前置を要求する必要性と合理性に乏しいような場合には、他方に対する不服申立てを経ていることについて上記正当な理由があるものと解される。

そうであるところ、加算税は本税が発生することを前提に、本税についての何らかの納税義務懈怠によってその納税義務が発生するものであるから、本税が課税要件を充足しないなどの理由により取り消された場合には、加算税もその根拠を失うのであって、このような関係に照らすと、本税の課税処分について適法な不服申立前置を経た上で、本税の課税処分及び加算税の賦課決定の取消しを求めるような場合は、加算税の賦課決定について不服申立ての前置を必要としない正当な理由があると解することもできよう。

しかしながら、加算税の賦課決定については、本税の課税処分は適法であるものの、本税についての納税義務懈怠があったとはいえないという理由により取り消されることもあり得るから、加算税の賦課決定に対する不服申立てにおける判断がされた場合に、本税の課税処分に対する不服申立ても同じ判断が示される可能性が大きいとはいえず、加算税の賦課決定のみについて不服申立てを前置した場合には、本税の課税処分について不服申立てを前置しない正当な理由があるとはいえない。

(4) 小括

したがって、その余の点を論ずるまでもなく、本件訴えのうち本件各納税告知処分の取消しを求める部分は、適法な不服申立手続を経ているから不適法であり却下を免れない。

2 争点(2) (本案の争点) について

(1) 争点(2)ア (原告が本件源泉所得税の源泉徴収義務者か。) について

ア 支払をする者の意義について

所得税法上、源泉所得税について徴収、納付の義務を負う者は、源泉徴収の対象となるべき一定の所得又は報酬、料金等の支払をする者とされているところ（同法181条1項、183条1項、199条、204条1項等参照）、同法が、一定の所得又は報酬、料金等について、その支払をする者に源泉徴収義務を課すこととした趣旨は、支払をする者は、その支払によって課税対象たる経済的利益を移転する際に、所得税として、その利益の一部をいわば天引きしてこれを徴収し、被告に納付することができ、かつ、その方法によることで当該税額の算定が容易になる点にあると解される。そうであるとすれば、支払をする者とは、課税対象たる経済的利益の移転に直接かつ実質的にかかわる者、すなわち、当該支払に係る経済的出捐の効果の帰属主体となるにふさわしい実体を有する者をいうと解すべきである。

イ 前記前提事実のほか各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) Cについて

a 設立時期・解散時期等

Cは平成16年4月1日の設立から約2年3か月後である平成18年6月30日に解散した（前記前提事実(1)）。なお、Cの解散は、甲が決定した（乙3）。

b 代表者の選任経緯及び職務執行の有無

原告代表者甲は、平成15年12月頃から平成16年2月頃にかけて、乙（以下「乙」という。）に対し、原告の仕事を新しい会社に回す、従業員は全部原告から出向させ、売上げの窓口も原告がやり、従業員の給料もそこから払う、役員報酬を40万円出す、2年間だけ社長をしてくれたらいいなどと告げて、新会社の名目だけの社長になるよう頼み、同人はこれを了承した。Cは、平成16年4月1日に設立され、取締役乙が就任したものの、同人は取締役としての業務を一切しなかった。（乙2ないし4）

c 出資経緯等

甲は、平成16年3月頃、公認会計士である丙（以下「丙」という。）に対し、新しい会社を作ることとしたので、表向きの出資者になるように依頼し、丙はこれを承諾した。甲はこれを受けてCの出資金相当額300万円を原告の従業員である丁（以下「丁」という。）に預け、丁は同月24日、丙に出資金相当額300万円振り込んだ。丙は、C名義の口座に300万円を振り込んだ。なお、C解散時の清算金は、丙に支払われていない。（乙2ないし4、8、9）

d 会社印等の管理等

乙はCの通帳や会社代表者印などを手にしたことはなく、原告の総務部長兼経理部長であった丁ないし原告の経理課長の戊（以下「戊」という。）が、甲の指示に基づき、Cの財務を管理し、通帳を保管していたほか、甲がCの会社代表者印を保管しており、必要があるときにはこれを押していた（乙2ないし4、9）。

e 甲の指示による会計処理や確定申告

甲は、原告の経理担当の戊に対し、原告が取引先から請け負った貨物荷さばき業務の約90%に相当する金額を原告のCに対する外注加工費として計上するよう指示していた。また、甲は、税理士事務所が作成したCの確定申告書の代表者名を記入し、代表者印を押した。（乙2、9、12、13）

f アルバイト従業員の人事権等

Cの事務はすべて原告の従業員が担当していたものの、対外的には原告の従業員がC

に出向した扱いとなっていた。また、甲は、原告の経理担当の丁らに対し、C設立の際、Bのアルバイト従業員をCに転籍させるよう指示した。そして、原告がC名義で雇用されていたアルバイト従業員に対する人事権を有していた。(乙2、3、9、14、18)

g 給与支払事務所等の実態

Cは、平成16年4月30日、大阪福島税務署長に対し、給与支払事務所等が大阪市福島区であるなどとする給与支払事務所等の届出書を提出した。しかし、上記所在の事務所には常駐社員はおらず、Cの名前でアルバイト従業員を採用するときの面接の際に用いられる程度であった。(乙2、3、15の1、16)

h 原告及び原告子会社の従業員等の認識等

原告の経理を担当していた丁や戊は、Cに実体はなく、原告の一部分にすぎないと認識していた。原告の取締役を務めていたFも、Cは労働問題がなくなった後に設立したもっぱら消費税を脱税するために作られた形だけのダミー会社と認識していた。原告の子会社株式会社G大阪支社長を務めるHも、原告が求人雑誌などに広告を出す際の表面上の募集先としてCを用いていたと認識していた。また、戊は、甲から税務調査が入るとして作成を指示されるまでは、原告とCとの間の業務委託契約書や経理事務の委託契約書等を作成していなかった。なお、原告の顧問税理士の担当事務所員も、Cの実質的な代表者は甲であると認識していた。(乙3、9、12、14、16)

i 派遣先の認識

本件アルバイト従業員の派遣先であるI株式会社やJ株式会社は、原告との間で業務委託契約書を締結しており、Cの会社名を認識しておらず、本件アルバイト従業員は原告の従業員であると認識していた(乙18、19)。また、本件アルバイト従業員の派遣先である株式会社Kの担当者は、Cを原告の関連会社として認識していたものの、原告のアルバイト従業員が配送センターでの業務に従事していると認識していた(乙20)。

(イ) Dについて

a 設立時期・解散時期

Dは平成17年7月7日の設立から約2年1か月後である平成19年8月1日に解散した(前記前提事実(1))。

b 代表者の選任経緯及び職務執行の有無

丁は、原告代表者甲の意向を受けて、平成17年7月7日、原告の関連会社であるBの出資金を利用して、Dを設立した。丁は、Dの代表者(取締役)に就任したものの、Dの代表者としての意思決定は何一つしたことがなかった。また、丁は、平成18年5月頃、原告取締役のFから、商号を変更することを告げられた。(乙4)

c 出資経緯

Bの設立資金は、原告代表者甲の指示により、丁が全額支出していたから、Bの出資金を利用して設立されたDの出資者も丁である(乙4)。

d 会社印等の管理等

Dの設立直後から、同社の通帳や会社代表者印などは原告が管理していた(乙2、4、11)。

e 甲の指示による会計処理や確定申告

甲はDを架空の外注先として用いており、Dに独自の実績はなかった。また、甲は、税理士事務所が作成したDの確定申告書の代表者名を記入し、代表者印を押した。(乙2、9、12、13)

f アルバイト従業員の人事権等

甲は、戊に対し、Cを解散させ、同社にいるアルバイト従業員はDに転籍させるよう指示をし、戊はそれに沿う契約書を作成した。また、D名義で雇用契約を締結したアルバイト従業員の給与計算は、原告において行われていた。そして、原告がD名義で雇用されていたアルバイト従業員に対する人事権を有していた。(乙2、9、10、14、18)

g 給与支払事務所等の実態

Dの給与支払事務所等は、東京都江戸川区(同社の本店所在地)に置かれていたが、これは丁の自宅であり、事務所としての実体はなかった(甲4、乙2、4、14、15の2)。また、Dの大阪営業所は大阪市西区に所在していたとされるが、面接会場や倉庫としてしか使用されていなかった(乙2、16)。

h 原告及び原告子会社の従業員の認識

原告の経理担当の戊はDは原告の一部としてしか認識しておらず、原告とDとの間の業務委託契約書等を作成すらしていなかった。原告の取締役を務めていたFも、Dは労働問題がなくなった後に設立したもっぱら消費税を脱税するために作られた形だけのダミー会社と認識していた。原告の子会社株式会社G大阪支社長を務めるHも、原告が求人雑誌などに広告を出す際の表面上の募集先としてDを用いていたと認識していた。原告の顧問税理士の担当事務所員は、Dの実質的な代表者は甲であると認識していた。(乙9、12、14、16)

i 派遣先の認識

本件アルバイト従業員の派遣先であるI株式会社やJ株式会社は、原告との間で業務委託契約書を締結しており、Dの会社名を認識しておらず、本件アルバイト従業員は原告の従業員であると認識していた(乙18、19)。また、本件アルバイト従業員の派遣先である株式会社Kの担当者は、Dを原告の関連会社として認識していたものの、原告のアルバイト従業員が配送センターでの業務に従事していると認識していた(乙20)。

(ウ) Qについて

a 設立時期・解散時期

Qは平成18年4月3日の設立から約1年4か月後である平成19年8月1日に解散した(前記前提事実(1))。

b 代表者の選任経緯及び職務執行の有無

原告代表者甲は、平成18年1月頃から2月頃にかけて、原告の子会社である株式会社Gの大阪支社長であったL(以下「L」という。)に対し、今度新しい会社を始める、その社長として名義を貸して欲しい、Lは何もしなくて良い、毎月名義料は払うなどと告げて、新会社の名目だけの社長となって欲しい旨依頼し、同人はこれを承諾した。Qは、平成18年4月3日に設立され、同社の取締役にLが就任したものの、同人はQの経営に何ら関与しなかった。Lは、役員報酬の名目で毎月25万円の名義料を取得して

いた。(乙2、5)

c 出資経緯

Qの出資金300万円は、設立時の取締役であるLは一切拠出しておらず、原告が負担した(乙2、5)。

d 会社印等の管理等

Lは、Qの契約書などに署名押印したことはなく、同社の会社印や代表者印を持ったこともないことに照らすと、原告ないし甲がQの会社印や代表者印を管理していたと推認できる(乙5)。

e 甲の指示による会計処理や確定申告

甲は、原告の経理担当の戊に対し、原告が取引先から請け負った貨物荷さばき業務の一定割合を原告のQに対する外注加工費として計上するよう指示していた。また、甲は、税理士事務所が作成したQの確定申告書の代表者名を記入し、代表者印を押した(乙2、9、12、13)

f アルバイト従業員の人事権等

戊は、甲の指示に基づき、解散予定のCのアルバイト従業員をQに転籍する旨の契約書を作成した。そして、原告がQ名義で雇用されていたアルバイト従業員に対する人事権を有していた。(乙2、9、14、18)

g 給与支払事務所等の実態

Qは、平成18年4月28日、大阪福島税務署長に対し、給与支払事務所等が大阪市福島区であるなどとする給与支払事務所等の届出書を提出した。しかし、上記所在の事務所には常駐社員はおらず、Qの名前でアルバイト従業員を採用するときの面接の際に用いられる程度であった。(乙2、9、15の3、16)

h 原告及び原告子会社の従業員の認識

原告の経理担当の戊は、Qは実体のない形だけの会社と認識しており、原告とQとの間の業務委託契約書や経理事務の委託契約書等すら作成していなかった。原告の取締役を務めていたFも、Qは労働問題がなくなった後に設立したもっぱら消費税を脱税するために作られた形だけのダミー会社と認識していた。原告の子会社株式会社G大阪支社長を務めるHも、原告が求人雑誌などに広告を出す際の表面上の募集先としてQを用いていたと認識していた。原告の顧問税理士の担当事務所員は、Qの実質的な代表者は甲であると認識していた。(乙9、12、14、16)

i 派遣先の認識

本件アルバイト従業員の派遣先であるI株式会社やJ株式会社は、原告との間で業務委託契約書を締結しており、Qの会社名を認識しておらず、本件アルバイト従業員は原告の従業員であると認識していた(乙18、19)。また、本件アルバイト従業員の派遣先である株式会社Kの担当者は、Qを原告の関連会社として認識していたものの、原告のアルバイト従業員が配送センターでの業務に従事していると認識していた(乙20)。

(エ) Eについて

a 設立時期・解散時期

Eは平成18年4月6日の設立から約1年4か月後である平成19年8月1日に解

散した（前記前提事実(1)）。

b 代表者の選任経緯及び職務執行の有無

原告代表者甲は、平成17年12月頃ないし平成18年2月頃、M（以下「M」という。）に対し、迷惑はかけない、業務は原告側です、名前を貸してくれればいい、報酬は約束するなど告げて、新会社の名目だけの社長になるよう依頼し、同人はこれを了承した。Eは、平成18年4月6日に設立され、取締役にもMが就任したものの、同人は取締役としての業務を一切しなかった。（乙2、6、14）

c 出資経緯

Eの出資金300万円は、設立時の取締役であるMは一切拠出しておらず、原告が負担した（乙2、6）。

d 会社印等の管理等

Mは、Eの契約書などに署名押印したことはなく、同社の会社印や代表者印を持ったこともないことに照らすと、原告ないし甲がEの会社印や代表者印を管理していたと推認できる（乙6）。

e 甲の指示による会計処理や確定申告

甲は、原告の経理担当の戊に対し、原告が取引先から請け負った貨物荷さばき業務のうち一定割合による金額を原告のEに対する外注加工費として計上するよう指示していた。また、甲は、税理士事務所が作成したEの確定申告書の代表者名を記入し、代表者印を押した。（乙2、9、12、13）

f アルバイト従業員の人事権等

戊は、甲の指示に基づき、解散予定のCのアルバイト従業員をEに転籍する旨の契約書を作成した。そして、原告がE名義で雇用されていたアルバイト従業員に対する人事権を有していた。（乙2、9、14、18）

g 給与支払事務所等の実態

Eは、平成18年4月28日、西税務署長に対し、給与支払事務所等が大阪市西区であるなどとする給与支払事務所等の届出書を提出した。しかし、上記所在の事務所には常駐社員はおらず、Eの名前でアルバイト従業員を採用するときの面接会場として、あるいは倉庫として用いられる程度であった。（乙2、9、15の4、16）

h 原告及び原告子会社の従業員の認識

原告の経理担当の戊は、Eは実体のない形だけの会社と認識しており、原告とEとの間の業務委託契約書や経理事務の委託契約書等すら作成していなかった。原告の取締役を務めていたFも、Eは労働問題がなくなった後に設立したもっぱら消費税を脱税するために作られた形だけのダミー会社と認識していた。原告の子会社株式会社G大阪支社長を務めるHも、原告が求人雑誌などに広告を出す際の表面上の募集先としてEを用いていたと認識していた。原告の顧問税理士の担当事務所員は、Eの実質的な代表者は甲であると認識していた。（乙9、12、14、16）

i 派遣先の認識

本件アルバイト従業員の派遣先であるI株式会社、J株式会社及び株式会社Kは、原告との間で業務委託契約書を締結しており、Eの会社名を認識しておらず、本件アルバイト従業員は原告の従業員であると認識していた（乙18ないし20）。

ウ 上記イで認定した事実をもとに、検討を加える。

(ア) 本件各関連法人の設立から解散までは約1年4か月ないし約2年3か月の期間であり、これは新設事業者の消費税等の免税期間である2年間におおむね符合する（前記イ(ア)ないし(エ)の各a）。また、本件各関連法人の代表者は、いずれも本件各関連法人の代表者としての職務執行をしたことはなく、甲が本件各関連法人を支配していた（前記イ(ア)ないし(エ)の各b）。本件各関連法人のうちD以外は、実質上甲が出資していた（前記イ(ア)、(ウ)、(エ)の各c）。本件各関連法人の代表者印や通帳は原告ないし甲が保管しており、甲の指示に基づき会計処理が行われ、確定申告も甲の意思に基づいて行われていた（前記イ(ア)ないし(エ)の各d及びe）。これらの事実のほか、現に、甲が原告の経理担当者に対し原告が消費税等を免れるための会計処理を指示していたこと（前記イ(ア)ないし(エ)の各e）をも踏まえると、原告及び甲は消費税等を免れるために本件各関連法人を設立し、あるいは利用して、原告が取引先から請け負った貨物荷さばき業務を原告の事業であるにもかかわらず、本件各関連法人に外注に出したかのように仮装していたものと認めるのが相当である（なお、前記イ(イ)cのとおり、Dの出資者は丁であると認められるが、丁は原告の従業員として勤務してきた者であり、甲の指示によりBやDを設立したものの、実際には代表者としての職務をしていなかったこと（乙4）、甲も丁は会社を替わっても依然として自分の部下であり、Dを架空の外注先として使うことができたこと（乙2）を踏まえると、丁がDにつき現実の出資を行っていたことは、原告の事業をDに外注に出したかのように仮装していたとの上記認定を左右するものではない。）。

(イ) また、本件アルバイト従業員の転籍の経緯のほか、本件アルバイト従業員について原告が人事権を有していたこと（前記イ(ア)ないし(エ)の各f）のほか、本件各関連法人の給与支払事務所等は事務所としての実体を備えていないこと（前記イ(ア)ないし(エ)の各g）、原告及び原告子会社の従業員も本件各関連法人に実体がなく、原告の一部ないし原告のダミー法人であると認識していたこと（前記イ(ア)ないし(エ)の各h）、本件アルバイト従業員の派遣先も、本件アルバイト従業員が原告の従業員であると認識していたこと（前記イ(ア)ないし(エ)の各i）を踏まえると、本件アルバイト従業員は原告の従業員であって、本件アルバイト従業員と本件各関連法人との雇用契約は、原告の事業を本件各関連法人に外注に出したかのように仮装するための手段にすぎないと認めるのが相当である。

エ なお、原告は、本件各関連会社は消費税等の脱税目的に設立したものではなく、本件各関連会社には実体があったなどと主張し、原告代表者甲もこれに沿う供述をする（甲19、原告代表者本人）。しかしながら、本訴における甲の上記供述は、上記認定事実及びこれに基づく検討内容に照らしてたやすく信用し難いものである。この点、甲は、刑事事件（前記前提事実(3)）における取調べ等に際し、原告の従業員らが原告ないし甲にとって不利な供述をした理由は、甲が平成19年4月頃に、従業員に対し検察官の筋書きを認めるよう指示したためと説明するところ（原告代表者本人）、原告の社員であるNは平成18年12月5日時点で、大阪国税局の職員に対し、Dの名称で業務をしているが、出向命令など指示されたことがなく、原告の社員として原告の業務を行っているなどと原告ないし甲にとって不利な事実を供述しており（乙10）、甲の上記説明は当を得ない。そのほか、B設立前の平成1

3年3月に原告の部課長会議で、原告の脱税の枠組みについて話し合われており、その際の作成資料が現存していること（乙4、14）をも踏まえると、上記原告代表者甲の供述は採用できない。

また、原告は、本件各関連法人はそれぞれ独自に決算報告書を作成して、法人税を納税しているほか、本件各関連法人名義でアルバイト従業員を募集する宣伝活動をしたり、転籍契約書を作成した上で、本件アルバイト従業員と雇用契約を締結している旨を指摘する。しかし、これらは、本件各関連法人に実体があることを仮装するための手段にすぎないから、上記ウの認定を何ら左右するものではない。

オ 本件従業員給与等の支払をする者について

上記ウで認定したとおり、原告は、自己の事業を本件各関連法人の事業と仮装し、そのため、原告のアルバイト従業員を本件各関連法人のアルバイト従業員と仮装していたのであるから、かかるアルバイト従業員に対する給与（本件従業員給与）に係る経済的出捐の効果の帰属主体となるにふさわしい実体を有する者は原告にほかならない。

また、本件税理士報酬を得た顧問税理士は、本件各関連法人に係る確定申告書の作成及び提出をしているものの、原告は実体のない本件各関連法人に外注をしたように仮装するため、原告の事業に係る売上げ及び経費等を本件各関連法人の売上げや経費等であったとの書類を整え、これを前提とする本件各関連法人の法人税確定申告書等の作成を前記顧問税理士に依頼していることにかんがみると、本件各関連法人の法人税確定申告書等の作成は、その実質において原告自身の事業に関するものであるから、本件税理士報酬も原告が負担すべき費用に当たるといふべきである。

以上から、本件従業員給与及び本件税理士報酬の各支払をする者はいずれも原告と認めるのが相当である。

カ この点、原告は、本件従業員給与等の支払者を原告とするのは法人格の否認にほかならず、許されない旨を主張する。しかし、法人格を否認しなくとも、本件従業員給与等の支払者を本件事案に即して認定することが可能であることは明らかであって、原告の主張は失当である。

(2) 争点(2)イ（本件各関連法人のした源泉所得税の納付は、原告を徴収義務者とする本件源泉所得税の納付として有効か。）について

源泉徴収は、能率的かつ確実に租税を徴収する必要がある場合などに、租税の徴収の確保のために採用されており、所得税法においては、利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第4編第1章）、給与所得に係る源泉徴収（第2章）、退職所得に係る源泉徴収（第3章）、公的年金等に係る源泉徴収（第3章の2）、報酬、料金等に係る源泉徴収（第4章）、非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第5章）が定められている。源泉所得税は、利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時に納税義務が成立し、これと同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定するとされている（国税通則法15条2項2号、3項2号）。これは、これらの租税の課税標準額が明白であり、しかも税額の計算が極めて容易であるためであるが、上記所得税法の規定により、所得の支払をする者が源泉徴収義務者であると自動的に確定できることを当然の前提としている。

そして、租税法においては、私法関係と異なり、法的安定性や法律関係の明確性が強く要請されることにも照らすと、国税通則法41条の第三者納付の手續によることなく、源泉徴収義

務者本人が第三者名義で納税義務者から国税を徴収し、これを納付することは法の全く予定しないものであるばかりか、実際の源泉徴収義務者の認定に支障を来すことによって租税の徴収の能率性や確実性をも阻害しかねないから、納付人の名義が外観上一見して源泉徴収義務者本人の通称ないし別名と判断できるような場合でない限り、源泉徴収義務者本人による納付という公法上の効果は生じないものと解するのが相当である（物品税の申告納税に関するものであるが、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同46年3月30日第三小法廷判決・刑集25巻2号359頁参照）。

そうであるところ、本件各関連法人が外観上一見して原告の通称ないし別名であると判断することはできないから、本件各関連法人名義でされた源泉所得税の納付は、原告の源泉所得税の納付として有効であるとはいえない。すなわち、本件源泉所得税はその法定納期限までに完納されなかったものと認められる。

なお、原告は、本件従業員給与等の支払者については実質的考慮から原告と認定するのであれば、本件源泉所得税の納付についても同様に実質的な考慮をすべきである旨主張する。しかし、支払者に該当するのが原告であるかどうかは、実質所得者課税の原則（所得税法12条）に準じ、諸般の事情を総合的に考慮して実質的に検討されるべき経済的出捐の効果の帰属の問題であるのに対し、その検討の結果源泉所得税の徴収義務を負うと判断された者が実際に源泉所得税を納付したといえるかどうかは、前記のとおり、法的安定性、法律関係の明確性が強く求められる納付行為の主体性の問題であって、それぞれ別個の考慮を要するものというべきところ、納付の際の名義人がどうであれ、実質的な納税義務者が誰であるかをすべて調査してその者が納付したものとして判断して取り扱うべきなどということは、上記のような納付行為の性質に照らして到底できない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 争点(2)ウ（重加算税の賦課要件を充足するか。）について

ア 争点(2)ウ(ア)（原告が本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるか。）について

国税通則法67条1項ただし書にいう「正当な理由」がある場合として、その納税義務の不履行が通常の状態において徴収義務者が知り得ることができなかった場合や、その責に任じられない災害等の外的事情による場合等が考えられる。

原告は、①本件従業員給与等の支払時に原告が本件源泉所得税を支払うべきと考える余地はなかった、②本件源泉所得税相当額は、本件各関連法人が被告に適正に納付しており、被告の徴税権は何ら侵害されていない旨を主張する。しかし、本件各関連法人の実体がないことは先に説示したとおりであるから、原告において本件源泉所得税を支払うべきと考える余地がおよそなかったとはいえない。また、本件源泉所得税の納付義務は本件各関連法人ではなく原告が負っているから、本件各関連法人が本件源泉所得税相当額を被告に納付していたとしても、このことが原告による納付の不履行を何ら正当化するものでもない。

したがって、原告が本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があるとは認められない（なお、前記前提事実(2)ア、イによれば、原告は本件納税告知処分がされる前の平成19年12月17日に本件源泉所得税の一部289万0470円を納付しているが、甲は平成19年4月ないし5月頃に、処分行政庁の担当者から源泉所得税について説明を受けている（原告代表者本人）ことに照らすと、同納付は、本件源泉所得税についての調査があったことにより本件源泉所得税について本件納税告知処分がある

べきことを予知してされたものと認められるから、国税通則法67条2項の適用はない。)。イ 争点(2)ウ(イ) (仮装・隠ぺいの有無) について

(ア) 国税通則法68条3項は、源泉徴収による国税につき不納付加算税が徴収される要件に該当する場合(ただし、同法67条2項が適用される場合を除く。)において、徴収義務者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代えて、本税の35%相当額の重加算税を徴収する旨を定めているところ、かかる重加算税の制度は、源泉徴収義務者が隠ぺい又は仮装という不正手段を用いて納付をしなかった場合に、不納付加算税よりも重い行政上の制裁を課すことによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって源泉徴収制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものと解される。

上記のような国税通則法の規定及びその趣旨に照らすと、重加算税を徴収し得るためには、源泉徴収義務者が故意に課税標準又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として不納付の結果が生じたものであれば足り、それ以上に、法定納期限において源泉徴収義務者が源泉徴収に係る国税をあえて納付しないことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である(なお、同法68条1項による重加算税に関するものであるが、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同62年5月8日第二小法廷判決・集民151号35頁参照)。

(イ) 前記(2)ウの検討結果によれば、原告は、事業実体のない本件各関連法人を設立し、原告が取引先から請け負った派遣業務を本件各関連法人に外注に出したかのように装うという仮装行為を行い、また、この仮装行為を隠ぺいするために本件各関連法人の決算及び税務処理を税理士に依頼するなどし、これらを前提として原告は自らが納付すべき本件源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったと認められる。そうすると、たとえ原告に本件源泉所得税の脱税の意図がなかったとしても、国税通則法68条3項の要件を満たすものといえる。

ウ 小括

したがって、原告が本件源泉所得税を法定納期限内に納付していないことについて、重加算税の賦課の要件を充足するものと認められる。

3 以上のとおり、本件源泉所得税は法定納期限までに完納されなかったものであり、本件源泉所得税の不納付につき国税通則法68条3項の定める重加算税の賦課の要件を満たす。

本件各関連法人の名義で納付された原告が納付すべき本件源泉所得税の内訳は、別表2-1及び別表2-2各記載のとおりであり、これら各別表の「俸給・給与等(給与)(本件従業員給与)」欄の「本税」及び「本件税理士報酬」欄の「本税」の各源泉所得税を期間ごとに合計すると、本件源泉所得税の額は、別表1の「納税告知処分」欄の「俸給・給与等分」及び「税理士報酬分」の各記載のとおりとなる。そして、国税通則法68条3項、118条3項、119条4項の規定に従い計算をすると、重加算税の額は別表1の「重加算税賦課決定処分」欄の「俸給・給与等分」及び「税理士報酬分」の各記載の各金額となるから、本件各賦課決定処分は適法である。

4 よって、本件訴えのうち本件各納税告知処分の取消しを求める部分是不適法であるから却下し、その余の原告の請求(本件各賦課決定処分の取消請求)は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 田中 健治

裁判官 五十部 隆

裁判官尾河吉久は差し支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 田中 健治

課税の経緯

単位 (円)

	納税告知処分		重加算税賦課決定処分		再納税告知処分 (減額告知)		異議申立て 平成20年2月18日	異議決定 平成20年5月14日	審査請求 平成20年6月10日	裁決 平成21年6月1日
	平成19年12月21日		平成19年12月21日		平成20年1月18日					
	俸給・給与等分	税理士報酬分	俸給・給与等分	税理士報酬分	俸給・給与等分	税理士報酬分				
平成16年5月分	645	10,000	0	0						
平成16年6月分	1,700,220	14,000	595,000	0						
平成16年7月分	1,795,460	8,000	626,500	0						
平成16年8月分	2,007,110	8,000	700,000	0						
平成16年9月分	1,847,680	8,000	644,000	0						
平成16年10月分	1,521,545	8,000	532,000	0						
平成16年11月分	1,465,780	8,000	511,000	0						
平成16年12月分	1,567,355	8,000	546,000	0						
平成17年1月分	1,725,900	8,000	602,000	0						
平成17年2月分	1,329,625	9,000	462,000	0						
平成17年3月分	1,333,370	8,000	465,500	0						
平成17年4月分	1,649,965	8,000	574,000	0						
平成17年5月分	1,554,375	28,000	542,500	7,000						
平成17年6月分	1,440,380	8,000	504,000	0						
平成17年7月分	1,442,845	8,000	504,000	0						
平成17年8月分	1,405,440	13,000	490,000	0		△5,000				
平成17年9月分	1,425,125	13,000	497,000	0		△5,000				
平成17年10月分	1,540,370	8,000	539,000	0						
平成17年11月分	1,670,815	10,500	584,500	0	△120,400	△2,500				
平成17年12月分	1,650,395	10,500	577,500	0	△136,605	△2,500				
平成18年1月分	1,927,675	10,500	672,000	0	△189,960	△2,500				
平成18年2月分	1,440,140	12,500	504,000	0	△121,155	△3,500				
平成18年3月分	1,409,555	10,500	490,000	0	△113,440	△2,500				
平成18年4月分	1,767,040	20,500	616,000	7,000	△158,795	△2,500				
平成18年5月分	1,572,730	33,500	549,500	10,500	△148,800	△5,500				
平成18年6月分	1,909,100	19,500	665,000	0	△390,175	△2,500				
平成18年7月分	1,866,600	36,000	651,000	10,500	△390,205	△18,000				
平成18年8月分	1,872,685	54,000	654,500	17,500	△346,785	△5,000				
平成18年9月分	2,003,120	13,500	700,000	0	△341,740	△2,500				
平成18年10月分	1,979,240	8,500	689,500	0	△370,410	△2,500				
合計	47,822,285	423,000	16,688,000	52,500	△2,828,470	△62,000				

重加算税賦課決定処分の取消し

棄却

納税告知処分・重加算税賦課決定処分の取消し

重加算税賦課決定処分の取消請求について棄却
納税告知処分の取消請求について却下

(注) 「再納税告知処分 (減額告知)」欄に記載した金額は、再納税告知 (減額告知) により減少した源泉所得税の額である。

本件各関連法人の名義で納付された源泉所得税の内訳

□ C

(単位：円)

年月		俸給・給与等（給与） （本件従業員給与）		俸給・給与等（役員報酬）		本件税理士報酬	
		支給金額	本税	支給金額	本税	支給金額	本税
				400,000	65,300		
16	5	22,616	645	400,000	65,300	102,500	10,000
16	6	50,509,374	1,700,220	400,000	65,300	142,500	14,000
16	7	52,468,228	1,795,460	400,000	65,300	82,500	8,000
16	8	56,721,990	2,007,110	400,000	65,300	82,500	8,000
16	9	53,575,673	1,847,680	400,000	65,300	82,500	8,000
16	10	43,560,941	1,521,545	400,000	65,300	82,500	8,000
16	11	41,856,346	1,465,780	400,000	65,300	82,500	8,000
16	12	44,393,368	1,567,355	400,000	65,300	82,500	8,000
17	1	48,333,110	1,725,900	400,000	65,300	82,500	8,000
17	2	38,724,396	1,329,625	400,000	65,300	92,500	9,000
17	3	39,090,574	1,333,370	400,000	65,300	82,500	8,000
17	4	47,345,201	1,649,965	400,000	65,300	82,500	8,000
17	5	43,720,799	1,554,375	400,000	65,300	282,500	28,000
17	6	40,957,567	1,440,380	400,000	65,300	82,500	8,000
17	7	40,562,518	1,442,845	400,000	65,300	82,500	8,000
17	8	39,649,944	1,405,440	400,000	65,300	82,500	8,000
17	9	40,181,197	1,425,125	400,000	65,300	82,500	8,000
17	10	42,727,538	1,540,370	400,000	65,300	82,500	8,000
17	11	43,395,879	1,550,415	400,000	65,300	82,500	8,000
17	12	41,756,019	1,513,790	400,000	65,300	82,500	8,000
18	1	42,491,263	1,737,715	400,000	70,400	82,500	8,000
18	2	34,067,350	1,318,985	400,000	70,400	92,500	9,000
18	3	32,489,851	1,296,115	400,000	70,400	82,500	8,000
18	4	39,127,466	1,608,245	400,000	70,400	82,500	8,000
18	5	34,907,590	1,423,930	-	-	282,500	28,000
18	6	-	-	-	-	52,500	5,000
18	7	-	-	-	-	136,500	12,000
18	8	-	-	-	-	432,500	43,000
18	9	-	-	-	-	52,500	5,000
18	10	-	-	-	-	-	-
合計			37,202,385		1,652,900		315,000

本件各関連法人の名義で納付された源泉所得税の内訳

□ D

(単位：円)

年月		俸給・給与等（給与） （本件従業員給与）		俸給・給与等（役員報酬）		本件税理士報酬	
		支給金額	本税	支給金額	本税	支給金額	本税
17	8	-	-	-	-	50,000	5,000
17	9	-	-	-	-	50,000	5,000
17	10	-	-	-	-	0	0
17	11	3,124,006	120,400	-	-	25,000	2,500
17	12	3,574,439	136,605	-	-	25,000	2,500
18	1	4,271,966	189,960	-	-	25,000	2,500
18	2	2,863,209	121,155	-	-	35,000	3,500
18	3	2,914,683	113,440	-	-	25,000	2,500
18	4	3,658,563	158,795	-	-	25,000	2,500
18	5	3,459,427	148,800	-	-	55,000	5,500
18	6	9,206,397	390,175	-	-	25,000	2,500
18	7	9,258,374	390,205	-	-	180,000	18,000
18	8	8,433,643	346,785	-	-	50,000	5,000
18	9	8,091,352	341,740	-	-	25,000	2,500
18	10	8,686,529	370,410	-	-	25,000	2,500
合計			2,828,470		0		62,000

□ Q

年月		俸給・給与等（給与） （本件従業員給与）		俸給・給与等（役員報酬）		本件税理士報酬	
		支給金額	本税	支給金額	本税	支給金額	本税
18	4	-	-	-	-	50,000	5,000
18	5	-	-	250,000	32,100	-	-
18	6	30,618,249	1,231,140	250,000	32,100	50,000	5,000
18	7	24,084,992	1,182,835	250,000	32,100	25,000	2,500
18	8	30,894,659	1,209,945	250,000	32,100	25,000	2,500
18	9	31,868,728	1,313,165	250,000	32,100	25,000	2,500
18	10	29,688,713	1,184,545	250,000	32,100	25,000	2,500
合計			6,121,630		192,600		20,000

□ E

年月		俸給・給与等（給与） （本件従業員給与）		俸給・給与等（役員報酬）		本件税理士報酬	
		支給金額	本税	支給金額	本税	支給金額	本税
18	4	-	-	-	-	50,000	5,000
18	5	-	-	250,000	32,100	-	-
18	6	7,842,314	287,785	250,000	32,100	70,000	7,000
18	7	8,280,128	293,560	250,000	32,100	35,000	3,500
18	8	8,809,686	315,955	250,000	32,100	35,000	3,500
18	9	9,801,532	348,215	250,000	32,100	35,000	3,500
18	10	10,997,458	424,285	250,000	32,100	35,000	3,500
合計			1,669,800		192,600		26,000